

<p>提案の概要</p>	<p>西日本を対象とする特許審査拠点</p>
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>【主要業務】 特許庁の審査部門では、審査官が、企業等の代理人たる弁理士を通じてなされた出願につき、先行技術調査(※)外注先のサーチャーとの面談等を通じた報告を活用し、また、弁理士と直接面接等を実施しつつ、特許として登録するか否かを審査・決定することを主要業務としている。 (※ 先行技術調査とは、特許審査における新規性、進歩性など特許性の判断に必要な先行技術文献等の調査を行うもの。)</p> <p>特許審査部門の現状は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員数約2,200名で2,600に及ぶ技術分野を分担して担当。 (常勤職員約1,900名(審査官約1,700名、総合調整・進捗管理・品質管理等を担う職員約200名)、非常勤職員約300名) ●現在の占有フロア面積：約31,500㎡ ●必要な機材等： <ul style="list-style-type: none"> ・弁理士との面接室(個室：約60部屋) ・弁理士とのテレビ会議システム(個室：仮に審査拠点を地方移転した場合、(首都圏の弁理士との)テレビ面接審査の回数が大幅に増加し、個室の数も大幅増が必要) ・サーチャーから先行技術調査に係る報告を受けるための面接室(8部屋、約1,500㎡) ・審査官同士の協議を行う会議室(15部屋) ・審査関連書類等、多くの書類を収容するための書庫(約4,500㎡) ●審査事務の概要及び首都圏への集中度合 <ul style="list-style-type: none"> ・全出願件数の61%が首都圏、51%が東京。 ・全審査件数の7割に付随する先行技術調査外注先のサーチャーとの面談(一日平均211人来訪)のうち、9割が首都圏のサーチャー。 ・審査に係る意思疎通が必要となる弁理士の68%が首都圏、56%が東京に主たる事務所を置く。 (審査官が直接対面する弁理士のうち、70%が首都圏、65%が東京に主たる事務所を置く)

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか	<p>・特許庁全体の移転ではなく、業務の専門性・独立性が高い特許審査機能の一部について、産業の地域性を踏まえた上で、西日本を対象とする第二の拠点設置を提案するものである。</p> <p>・従って、業務執行と施策の企画立案等の本部機能は東京圏に存続することを前提として国会等の首都機能との連携を確保しながら、東京一極集中の是正に寄与するものである。</p>	<p>(基本的考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は、我が国がイノベーションを通じて国際競争を勝ち抜くため、日本再興戦略等において「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を目指すこととされている。 ・一方で、近年審査官数を増加させている欧米等と異なり(※米国は約10年で約5000人、中国は約7000人の審査官を増加)、我が国特許庁は毎年厳しい人員削減を求められており、上述の目標実現のためには、限られた人員で効率的かつ質の高い審査を実施していくことが必要不可欠。また、複数の技術分野にまたがる新たなイノベーションに対応していくためには、多様な技術分野の審査官が常に緊密に連携する必要性も増している。 ・こうした中で、審査部門の一部であっても地方に移転することは、我が国全体のイノベーションの基盤である審査体制を著しく非効率なものとならしめるのみならず、不完全なものとするため不適切である。 ・なお、審査部門は、外国特許庁や国内行政機関等と密接不可分な関係にあり、業務の独立性が高いとの指摘は当たらないと考える。 <p>(特許審査に付随する外部関係機関との不分離性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は、130年の歴史を通じ、一貫して首都東京に限られた行政リソースを集中し、これを核に首都圏に約7300人の弁理士、約2300人のサーチャーが集積。こうした外部関係機関の集積構造を基盤にして、我が国特許庁は、審査官一人当たりの審査処理件数で米国の3倍、欧州の5倍もの審査効率を実現し、国際競争力の維持・向上に貢献したところ。 ・したがって、特許審査に付随する外部関係機関との密接不可分な関係性と、歴史的に形成された集積構造から分離して、審査部門を地方に移転することは、我が国審査システムの基盤を毀損することになるため不適切である。 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許審査全体の7割に付随する先行技術調査の外注先となるサーチャーは、特許庁に一日平均211人が来訪し、審査官と直接対面しながら調査の報告や打合せを実施している。サーチャーの89%が首都圏から来訪する。 ・弁理士は、出願時の代理手続きはもとより、その後の審査プロセスにおいても必要に応じ審査官と緊密な連絡・意思疎通を行うことになるが、弁理士の68%が首都圏、56%が東京に主たる事務所を置く。また、審査官と直接面接する弁理士のうち、70%が首都圏、65%が東京に主たる事務所を置く。 ・審査官1人当たりの年間審査処理件数は、米国82件、欧州52件に対し、日本は234件。 <p>(審査官同士の連携の緊密性・不可分性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査部門の一部であっても、地方に移転することは、以下のとおり、審査官同士の緊密な連携に基づく「世界最速・最高品質の審査システム」の実現に支障を来すため問題である。 <p>① 新技術の審査を極めて困難なものとする。</p> <p>審査対象の技術分野は2,600に及ぶが、技術の進展に伴い、近年は複数かつ多様な技術分野にまたがる出願が増加。一方で、一つ一つの技術分野はますます高度化・細分化してきており、一人一人の審査官の精通分野も細分化せざるをえない。したがって、複数の技術分野にまたがる出願に対しては、以前より多くの分野にまたがって複数の審査官が膨大な情報量の文献を持ち寄り、それらの文献を同時に見比べながら対面で緊密な協議を行いながら(※年間合計約8万回に及ぶ)、庁全体で助け合うことで、審査に対応しているところ。審査部門の一部を切り出すと、このような協議ができなくなり、新技術の審査を極めて困難なものとする。</p> <p>② 審査効率の低下を生じさせる。</p> <p>人的リソースとして審査官数が限られている中で、技術分野毎の業務の繁閑や出願傾向に応じ、頻繁かつ柔軟に個々の審査官の分担調整を行っているところ。このような柔軟な分担調整を随時行うことができなくなることは、審査効率の低下を生じさせるものとなる。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
		<p>③ 審査判断のばらつきや不安定性を生じさせる。 審査結果のばらつきをなくし、高品質の審査を実現するため、審査官同士のみならず、審査長や品質管理官との協議等を随時行いながら審査を実施している。他方、複数の地方拠点を持ち、出願人の所在地に応じて審査の場所を振り分けている国としてインドが挙げられるが、地方拠点ごとに審査着手の時期、審査の質、特許査定率等が異なるという弊害が指摘されている。我が国でこのような事態が出来れば、先進国の中でも随一の特許制度への信頼が損なわれることとなる。</p> <p>(外国特許庁との関係) ・経済のグローバル化に伴い、WIPO(世界所有権機関)や日米欧等の主要国を中心に、特許制度の国際調和や出願・審査システムの国際ネットワーク化等が進展しており、我が国特許庁審査部門においても、日常的にグローバルな対応が必要不可欠となっている。例えば、米国・欧州等の外国特許庁との間で、審査官同士が直接対面して審査実務について協議する会議を実施(年間100名規模の往来)。また、途上国特許庁からの審査官を受け入れ、特許庁審査官の指導を含む研修を実施。国際業務においては内外の行政機関との各種調整もある等、首都である東京に設置することが重要。</p> <p>(国内行政機能との関係) ・特許審査事務は、単に当該行政事務のルーティン的な執行にとどまらず、知的財産政策において、審査基準見直しや法令改正と密接不可分である。審査実務と制度見直しは一体的に運営されるべきところ、審査基準の検討に当たっては審議会委員や特許庁審判部門、制度改正に当たっては内閣法制局等との関係もあることから、審査部門も引き続き東京に設置することが必要。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は「世界最速・最高品質の審査体制の実現」、「地方における知財活用の推進」及び「中小企業の知財戦略の強化」などを柱に、全国各地における面接審査の充実などに取り組んでいるが、高度・多様な技術を有する大阪の企業からは「テレビ面接では細かなニュアンスが伝わりにくく十分活用できていない。出張面接審査はスケジュール調整等の課題がある。」との意見もある。さらに出張面接審査は経費および時間コストが増加するなど非効率になる面も否めない。2014年の実績は特許出願約32万件に対し、出張面接審査(384件)、テレビ面接審査(50件)である。 ・近畿の特許出願件数は全国の約2割という東京圏に次ぐ規模を占めること、また関西に集積するライフサイエンスや新エネルギーなど新しい分野の成長を支えるためには現場と審査官との面接が重要であること等から、大阪の審査拠点設置は企業ニーズに見合った柔軟かつ効率的な審査を可能とするものである。西日本の産業振興を視野に入れた特許行政推進のためにも効率性の高い第2拠点となる。東京に比べて安価な地代等、設置コスト面でも優位である。 <p>【政策の企画立案・執行において、より高い効果が期待できるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の製造業は金属製品、化学工業、鉄鋼業等の基礎素材型産業の割合が高く、その他の業種もバランスよく集積している。また国公私立大学も集積しライフサイエンスをはじめとする先端分野の研究が進んでいる。特許行政がこれからも科学技術の進歩に歩調を合わせ、審査の品質を高めていくためには、審査官が最新の技術動向やビジネス動向の現場に接する機会の充実が重要である。 ・大阪・関西は、審査官が新たな技術動向調査や面接審査、研究者との日常的な交流研修の機会を深める最適地であり、これらを通じて、最速・最高品質の審査機能の実現に高い効果が期待できる。 <p>【当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査業務の一部である先行技術調査の外注先サーチャーと面談を要する場合があるが、外注11機関のうち3機関は大阪にも事業所を有する。サーチャー約2,500人の多くは首都圏勤務であるが、関西は大手電機メーカー等の優秀な技術者が多く、サーチャー人材の確保が期待できる点でも東京一極集中の是正となる。 <p>・また、大阪商工会議所、関西経済連合会及び日本弁理士会近畿支部等は、関西経済の活性化に有効であるとして大阪での審査拠点設置を求めている。また、関西の大学研究者数名にヒアリングしたところ、いずれも審査拠点設置の効果を認めている。民公連携して審査拠点の運営に協力する素地がある。</p> <p>【業務執行や企画立案において、府省庁間の連携が図れるか】【国会等への対応に支障をきたさないか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁全体の移転ではなく、地域の実情に即した第2審査拠点の設置を提案するものであり、府省庁間の連携や国会等への対応に支障をきたすものではない。 	<p>(審査サービスの提供に係る基本的考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は、出願及び審査に係るサービスを全国一律で提供していくことが基本。 ・これまでも、電子出願サービスの提供をはじめ、審査官との電話面接審査、昨年秋より抜本的に強化している出張面接審査、テレビ面接審査といった審査サービスについて、地方の利便性向上も図りながら、全国一律の丁寧な対応を実現。 <p>(審査官と弁理士等との意思疎通、出張面接審査等の利便性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも特許審査は書面主義が基本であり、弁理士等と審査官の直接的な意思疎通は補完的に行われるもの。審査請求のあった出願のうち、弁理士等と審査官の意思疎通の必要が生じたものは1割未満。 ・このように、件数ベースの割合で見れば、弁理士等と審査官の直接的な意思疎通は例外的対応と言えるものであり、その場合も両者が知財に係る専門家同士としての意思疎通であることから、8割は電話のみのやりとりで対応できている。 ・その上で、仮に電話面接審査で処理することが困難でありかつ弁理士等から審査官と対面で意思疎通を希望があった場合には、出張面接審査等の面接審査を実施している。弁理士等が審査官と面接する必要が生じた出願は2%未満に過ぎないが、出願人側のニーズを踏まえ、昨年10月以降、弁理士等から面接要請があった場合、希望や事情に応じ、審査官は原則一回は面接審査を受諾することとする等、利便性を向上させているところ。 ・さらには、これらを補完するものとして、テレビ面接審査サービスも全国のユーザー向けに提供している。これについても、利用実績が少ない状況も踏まえ、全国各地で模擬実施説明会や弁理士向け研修等を開催するとともに、動画を用いた技術説明を可能にする等、更なる改善を図っているところ。 <p>(最新の技術動向やビジネス動向の現場に接する機会の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は、審査官の能力向上のため、学会への派遣、企業の研究所や開発現場への派遣、大学・研究機関や国際機関・海外政府等への派遣、各分野の最前線で活躍する研究者を招いた勉強会の開催、企業との意見交換等の取組を行っているが、これらの派遣先や招聘元は、あくまで内容本位で、特許庁との近接性と無関係に全国大で選択されているところ。 <p>(サーチャー人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーチャーの大半は首都圏に集積しており、大阪が占める比率は6%(159人)、関西全体でも7%(178人)に過ぎない。また、東京で優秀な技術者が払底している状況にもない。 ・したがって、サーチャー人材の確保のために審査部門の一部を大阪府に移転するというのは、現行の審査機能の著しい低下を招来するだけであり、本末転倒の誹りを免れない。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域への波及効果・なぜその地域か	<p>【地域にとってどのような具体的な効果が期待されるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」において、東京一極集中の是正を図る取組みとして、「都市としての経済機能の強化」を基本目標の一つとしている。この実現のためにはイノベーション創出促進による市場競争力の向上が重要な要素となる。イノベーションに欠かせない知財インフラとして、さらに産学官の取組みと連動し、大阪・関西を内外の企業にとってイノベーションに最適な魅力ある地域としていくため、特許庁の審査拠点が重要な役割を果たすと考えている。 ・大阪の地域特性としては、製造業の事業所数は全国第1位、従業者数は第2位、製造品出荷額等は第3位と全国有数の規模を誇り、全体の製造品出荷額等のうち61.8%を中小企業が占めていることなどの特徴がある。 ・また、企業の知財への関心は非常に強く、知財総合支援窓口における支援件数は全国一となっている。 また、技術開発意欲も旺盛で、経産省の革新的ものづくり産業創出連携促進事業の近畿圏の採択率は3割に上り、投資意欲も高く、今後の日本の産業競争力を支えるポテンシャルが極めて高い地域であるといえる。 ・一方で、大半が中小企業であるがゆえに「人的・資金的リソースの不足」「経営者層に知財の重要性の認識の不足」という構造的・組織的な課題があり、実際の特許出願件数は東京や愛知に及ばない状況である。 ・特許庁の審査拠点が大阪に設置されると、中小企業の特許出願・面談審査に係る利便性が飛躍的に向上し、出願件数の増加のみでなく、審査官との面談の機会が増加することにより、審査結果に対する納得感、知財戦略の重要性の理解が高まり、質の高い知財活動の活性化が期待される。 ・知財活動の活性化を通じて、産業成長を実現させるポテンシャルの高い大阪が、東西二極の一極としての社会経済構造の構築に大きく寄与すると考える。製造業は海外との競争が激化しており、イノベーション創出にはスピード感を持った支援が重要である。特許庁の審査拠点をはじめとした知財インフラの大阪への拠点設置は関西の経済界(大阪商工会議所や関西経済連合会)からも望む声強い。 	<p>(周辺地域への波及効果に対する考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は出願及び出願後の審査に係る審査官との意思疎通について、全国一律のサービスを提供しており、現在でも審査部門の周辺地域に対し偏重した審査サービスを行っていることはなく、審査拠点の設置だけを以て周辺地域のサービス向上等への波及効果があるとは考えていない。 ・実際、米国や中国等、広大な国土を有し出願件数及び審査官数が激増する国においては主に審査官の人員確保の観点から地方拠点を設置しているが、これらの国々においてはオンライン出願された案件を出願人の居所とは無関係に各地域に振り分けて審査を行っており、出願拠点の分散は周辺地域のサービス向上やイノベーションにはおおよそ寄与していない。
条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致候補地の「グランフロント大阪」はアクセスが非常に良好で、関西圏からの出願者のニーズに十分対応できる。またPMDA関西支部等も入居しており、特許庁と併せて関西圏のイノベーション創出拠点となりうる。 ・さらに知財支援機関である「日本弁理士会近畿支部」「大阪発明協会」も近接しており、連携効果が期待できる。 ・「マイドーム大阪」「大阪南港ATC」も比較的アクセスが良好で、賃料も安価でありコスト削減が期待できる。 ・日本第2の経済圏である大阪への一部移転であるため、職員の生活環境・住環境の確保については、問題がないと考えられる。 	<p>(財政負担増)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁の審査部門は特許庁の予算で1989年に完成した独自の庁舎に入居しており、定常的な賃料は発生していない。 ・大阪府の提案する誘致候補地である「グランフロント大阪」「マイドーム大阪」「大阪南港ATC」については賃料が明らかではなく、現行の庁舎に入居し続ける場合とのコスト比較が何ら定量的に示されておらず、「賃料も安価でありコスト削減が期待できる」とする根拠が不明である。仮に現在の庁舎から移転する場合、施設費が大幅に増大することが見込まれるのみならず、冒頭に記載した「必要な機材等」をはじめとする移転費用等につき、新たな財政的な負担が生じる。 ・また、既に特許庁周辺に集積する弁理士・サーチャー等の関係機関に対し、大阪への移転を説明する合理的な理由が明らかでない。 ・いずれにせよ、官の肥大化防止・スリム化が求められ、行政庁に対する厳しい予算制約がある中で、大きな財政負担が生じることは、行政改革等の観点から困難。
その他特記事項		<p>(特許庁のバックアップ体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前より大規模災害やシステム障害に備え、特許庁庁舎外の遠隔地(東日本)にバックアップデータの保管を実施。 ・大規模災害対応の観点からも、特許庁庁舎の受付システムが利用不可となった場合でも出願の受付が可能となるよう、東京以外に災害時のバックアップ体制を確保するべく、平成26年10月、西日本に「受付バックアップセンター」を設置したところ。

<p>提案の概要</p>	<p>中小企業庁の全部移転</p>	
<p>検討対象機関の概要</p>	<p>【主要業務】 中小企業・小規模事業者支援政策の総合的な企画・立案。具体的には、法令の整備、予算の確保及びそれに伴う国会対応等に加え、他府省庁や民間団体等の関係者との会議・打ち合わせなどの調整業務。</p> <p>【職員数】 202名(全て事務職)[平成27年9月1日現在 ※定員ベース]</p> <p>【施設概要】 占有フロア面積：約3,135.9㎡ 機材：机、椅子、パソコン等の電子機器、複合機等、通常執務に必要な備品一式</p> <p>【直接対面による意見交換・協議等を定期的に行う関係者の所在地等】 ○連携して施策を行っている関係府省庁等：内閣府、内閣官房、公正取引委員会、警察庁、金融庁、復興庁、総務省、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、林野庁、国土交通省、環境省 ○中小企業4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)：全て東京に所在 ○主要な中小企業支援機関((株)日本政策金融公庫(本社)、(株)商工組合中央金庫(本社)、(社)全国信用保証協会連合会、日本税理士会連合会等)：殆どが東京に所在 ○中小企業・小規模事業者：全国3,852,934者(うち東京都442,952者(約11.5%(全国1位)))</p>	
<p>検討・評価のポイント</p>	<p>道府県の説明</p>	<p>各府省の見解</p>
<p>その機関の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p>中小企業庁は、中小企業庁設置法第一条及び「中小企業憲章」(平成22年6月18日閣議決定)において、その任務を「中小企業を育成し、及び発展させ、且つ、その経営を向上させるに足る諸条件を確立する」を達成することとしている。その設置場所については法的制約はなく、また窓口業務もないことから、東京に設置すべき必然性はない。</p> <p>中小企業庁は、我が国の経済を支える全国約385万の中小企業・小規模事業者を支援するため、総合的に政策を企画・立案する機関である。主要な業務は以下のとおり。</p> <p>○法令と国会対応 中小企業関連法律は網羅的かつ多岐にわたっており、また刻々と変化する経済情勢に対応するため、中小企業関連立法は国会に数多く提出されている(平成25年～27年の3年間で延べ7本の法律を提出)。また、中小企業・小規模事業者施策は、国民の関心も高く、ひいては国会での関心も非常に高い。中小企業庁として、国会への対応や国会議員への説明・資料提出等を行うことが日常的に業務として行われており、幹部・管理職・担当者とさまざまなレベルで、国会や議員会館に頻繁に伺っている(国会答弁は年間約600問作成、レク・資料要求には年間約1,200件対応)。</p>	
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか】【政策の企画立案・執行において、より高い効果が期待できるか】 ○大阪府は中小企業数で全国第2位であり、幅広い業種にわたる多様な産業がバランスよく集積するとともに、ものづくりを支える製造業事業所数では全国1位である。 ○また、大阪市における民営事業所の密度は851事業所/km2で人口200万人以上の都市の中で最も高く(東京都区部802事業所/km2)、併せて従業員1-4人事業所の割合は57%(東京都区部55%)、個人企業の割合は38%(東京都区部30%)で、ともに最も高いことから、全国的に小零細企業の集積が最も厚いと言える。 ○こうした大阪府における中小企業の集積は、中小企業庁が中小企業を取り巻く経営環境や必要な支援を経営者等へのヒアリングや調査を通してリアルタイムで把握し分析するにあたり効率的である。 ○また、幅広い業種にわたる産業が集積していることから、在阪企業から情報を入手することで全国に展開が可能な効果的な施策が立案される可能性が高まる。 ○経営環境には当然その地域固有の問題があるが、その点では東京にいても大阪にいても把握の困難性に差はない。</p> <p>【当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか】 ○交通の利便性では、大阪は鉄道、道路網、空港などの公共交通機関も発達しており、オールジャパンでは他の都道府県の利便性を大きく損なうことはない。</p> <p>○他府省庁との調整・連携 さまざまな課題を抱える多様な中小企業・小規模事業者を支援するため、施策の企画・立案において他府省庁との調整が必要不可欠。中小企業・小規模事業者施策には、他府省庁等と法律上連携した施策が多い(中小企業庁所管法律のうち、他省庁共管法律は22本。計10府省と共管)。また、予算要求、税制改正要望等、財務省とも頻繁に折衝の機会がある(平成27年度においても、中小企業対策費として当初予算で約1,100億円を計上。また、中小企業関連税制の改正を実現)。さらに、引き続き東日本大震災からの復興・復旧支援にも取り組んでいるところ、内閣府等との打ち合わせが必須。</p> <p>○災害対応 災害時には、相談窓口設置等の初動措置、被災状況の把握を速やかに行うとともに、中小企業関係の激甚災害指定の作業、非常災害対策本部等への出席を行うなど、関係府省庁と連携しながら所要の対応を迅速に行う必要がある。これらの対応を行うため、災害時には職員は至急官邸・本省・本庁に参集する必要があり、特に首都直下型地震等が発生した場合は徒歩参集も必要となる。</p>	

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
	<p>【業務執行や企画立案において、府省庁間の連携が図れるか】【国会等への対応に支障をきたさないか】</p> <p>○中小企業庁は経済産業省と相互に密接な関係にあるとともに、所掌事務に関する国会答弁や所管法令の改正、関係省庁との調整等では、ある程度利便性は低下するが、東京での調整に必要なランチの設置や、すべての政府関係機関でテレビ会議システムを導入することにより、対応が可能であるとする。</p>	<p>○中小企業関係機関・支援機関 いわゆる「中小企業4団体」や、(株)日本政策金融公庫をはじめとする支援機関とは、定期的・日常的にさまざまなレベルで施策に関する打ち合わせや意見交換を行っている。また、これらの機関は各業界の代表として意見集約的な役割も担っており、施策の検討(法令改正、制度改正、予算措置等)にあたって意見交換を行ったり、施策の周知を依頼したりする機会も多い。これら関係機関の本社・全国本部については、ほとんどが東京に所在している。</p> <p>こうした点から、中小企業・小規模事業者施策の企画・立案を担う中小企業庁が東京都外に移転した場合、東京都に所在するこれら関係各機関との直接的な接触・調整の迅速な実施を困難にし、危機管理対応も含めた行政運営の効率性を著しく損なうと考えられる。</p> <p>なお、大阪府には東京都に次いで中小企業・小規模事業者数が多いという実態も踏まえ、近畿経済産業局には関東経済産業局に次ぐ78名(平成27年9月1日現在 定員ベース)の中小企業政策担当者を配置しており、域内企業の声をきめ細かく聞き取り、実態に即した施策を実施する体制は十分に確保されている。</p>
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<p>【なぜ大阪府なのか】</p> <p>○大阪府は、平成24年度の製造業の事業所数は全国1位、従業者数は第2位、製造品出荷額は第3位の集積があり、製造品出荷額の6割以上を中小規模事業所が占め、全国でも最も高い割合となっている。業種別の製造品出荷額では、金属製品が最も多く基礎素材型産業の割合が高いが、様々な業種がバランスよく集積していることが特徴である。</p> <p>○また、医薬品製剤製造業の製造品出荷額が全国第2位、近畿2府5県(京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・福井)の太陽電池モジュール、リチウムイオン電池の生産量は全国の6割を占めるなど、次代を担う産業の集積もみられる。</p> <p>【大阪府のメリット】</p> <p>○「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」では、東京一極集中を是正する取組みの柱として、「東西二極の一極としての社会経済構造の構築」を掲げ「都市としての経済機能の強化」を基本目標の一つとしている。目標達成のため、イノベーションの創出、創業支援、ものづくり企業の技術革新、中小事業支援等の施策を実施することとしている。</p> <p>○なかでも、中小企業が集積する大阪においては、経済活動を支える中小企業の活性化が大きな課題であり、中小企業を育成し、発展させ、かつ、その経営を安定し向上させることを任務とする中小企業庁を大阪に誘致することにより、中小企業を取り巻く経営環境の変化や事業者の声がよりダイレクトに届くことになり、より一層現場に即した施策のスピーディーな立案・実施が期待できる。</p> <p>○また、中小企業施策の企画立案が大阪において行われることは、大阪の経済中枢機能強化につながり、戦略の目標達成に大きく寄与するものとする。</p>	<p>○中小企業庁は、全国に所在する中小企業・小規模事業者や、その支援機関等に対する政策の企画・立案を任務としている。そのため、限られた地域への波及効果をもって立地地域を定めるべきではなく、上記の任務を達成するための立地とすべき。</p> <p>○したがって、国会や省庁等の首都機能や中小企業支援機関、民間企業(中小企業・小規模事業者を含む)の立地が現在のままであることを前提とすると、引き続き東京都に立地するのが適当。</p> <p>○なお、関西圏(特に大阪府)にも比較的多くの企業・従業員が所在してはいるものの、関東圏(特に東京都)に比してみれば少なく、国会への対応等も踏まえれば、移転コスト以上の効果を上げるとは考えにくい。</p> <p><参考></p> <p>【中小企業・小規模事業者の数・従業員総数(丸数字は全国順位)】</p> <p>東京都:企業数442,954者①、従業員総数5,020,049人① 大阪府:企業数298,381者②、従業員総数2,726,933人②</p> <p>関東圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 合計:企業数1,169,024者、従業員総数10,671,049人 関西圏(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 合計:企業数702,502者、従業員総数5,824,152人</p> <p>【製造業の事業所数・従業者数】</p> <p>東京都:事業所数50,051者、従業者数706,624人 大阪府:事業所数47,442者、従業者数648,017人</p> <p>※出典:総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
条件整備	<p>国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、下記に関することをはじめ、受け入れに際し必要となる支援等については可能な限り協力していく。</p> <p>【施設の確保等】 移転先施設の所有者等に紹介(但し、入居条件については管理者と要調整) (誘致予定地) アジア太平洋トレードセンター (大阪市住之江区:最寄駅 南港ポートタウン線トレードセンター前) ITM棟3F:1,746m² 4F:1,751m² O's棟 北館4F:1,561m² 北館6F:1,592m²</p> <p>【職員の居住環境確保等】 ・職員の住居確保に困難なエリアではないが、大阪府住宅供給公社等の住宅情報の提供は可能</p>	<p>○移転した場合、たびたび東京に出張したり、また全国の中小企業・小規模事業者及びその支援者と互いに行き来があることが予想されるため、交通至便であることが必要。</p> <p>○中小企業庁の職員は、例えば緊急事態発生時には、被害のあった地域の中小企業・小規模事業者の状況把握のために直ちに参集する必要があるところ、移転する場合には免震性等必要な強度を備えていることが必要。</p> <p>○移転した場合、相当程度の東京への出張旅費が必要。</p>
その他特記事項		

提案の概要	再生医療分野の審査機能の関西支部への権限移譲
検討対象機関の概要	<ul style="list-style-type: none">○職員数(平成27年4月1日時点) →常勤職員数:814名、非常勤職員数:437名、役員:6名 ○必要な施設については、現在の占有フロアの面積、必要とされる機材や建物の構造、必要とされる土地の面積のその他留意事項<ul style="list-style-type: none">・占有フロアの面積17,000㎡(※東京都に設置されているPMDA本部の面積)・必要とされる機材や建物の構造:医薬品医療機器申請・審査システム、PMDA共用LANシステム等の各種システム、対面助言等を実施するための会議室及び会議マイク・同時通訳・録音等機材・必要とされる土地の面積:なし・その他留意事項:企業情報を取り扱うため、部外者が自由に入室できないよう「入退室管理システム」の導入が必要。加えて、相談業務を行う場合は、防音工事の措置が必要。 ○直接対面による意見交換・協議が不可欠な事務の概要<ul style="list-style-type: none">・医薬品等承認審査等関係業務(各種相談業務を含む。) →医薬品等の品質、有効性及び安全性について、治験前から承認まで及び市販後における相談・指導・審査等の実施。・国際協力関係業務 →(厚生労働省を交えた)海外規制当局との会合、国際会議等への参加、海外規制当局担当者に対する教育・研修の実施。 ○直接対面する民間、自治体、関係府省等の範囲や接触頻度<ul style="list-style-type: none">・民間:医薬品等の製造販売業者、製造業者、大学・研究機関、医療機関等(頻度:ほぼ毎日)・自治体:特になし・関係府省等:厚生労働省(頻度:ほぼ毎日)、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)(頻度:ほぼ毎月)、海外の医薬品等規制当局等(頻度:ほぼ毎週)・その他:専門協議(承認審査等業務に際し外部専門家から意見を伺うもの)(頻度:ほぼ毎日) ○直接対面者の住所は、首都圏に集中、一部の地域に集中、全国に分散するのか →直接対面者の多くは製造販売業者であり、首都圏及び関西圏に集中(※)している。 (※)製造販売業者の都道府県別の割合:東京都37%、大阪府16% また、専門協議を行う外部有識者の住所についても、東京において会議を行うことに利便がある。 ○提案機関がどのような役割を担っているのか →以下の業務などを通じて国民保健の向上に貢献することを目的としている。<ul style="list-style-type: none">・審査部門:医薬品等の承認審査(品質、有効性及び安全性の審査)、治験や申請資料に関する相談に対する指導・助言・調査部門:製造所における製造管理、品質管理体制の現地調査・安全対策部門:品質・有効性・安全性に関する情報収集・分析・提供・国際部門:世界各国の規制当局との連携や、国際会議等を通じてのガイドライン作成等の国際調和活動

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
その機関の任務の性格上、東京圏にないかなければならないか	当該機構全体ではなく、一部門の移転を提案しているため、特段問題はないと考える。 ※すでに関西支部として設置されている。	<p>(再生医療分野の承認審査業務について)</p> <p>承認審査業務については、専門分野ごとに薬学、医学、獣医学、統計学等の専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより実施し、閣議決定された日本再興戦略等の目標の達成に向けて、審査の迅速化・高度化を図っているところであり、審査品目の多寡に応じて弾力的に審査員を配置するといったことも実施している。</p> <p>加えて、PMDAは、日本再興戦略に掲げられた医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の実現を目指すため、限られた人数(※)の中で目標審査期間の達成率を段階的に引き上げる厳しい目標を設定しており、申請品目に係る承認審査と、GMP(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準)等の調査業務は、審査と調査の進捗状況や問題点を互いに共有し今後の対応方針について協議しながら、目標期間内に審査・調査を終えることが必須である。</p> <p>(※)PMDAの職員数は820人。 FDA(米国食品医薬品庁)の職員数は約14,000人。 (ただしFDAは医薬品、医療機器以外の業務も実施。)</p> <p>また、承認条件として課す安全対策措置について申請品目毎に安全対策部門と密接に協議を重ねる必要がある。これらのことから、審査部門は調査部門や安全対策部門と不可分なものである。</p> <p>したがって、審査部門を分割することは極めて非効率であり、審査の迅速化・高度化の妨げとなることから、関西支部への再生医療分野の承認審査業務の権限委譲は困難であると考えます。</p> <p>また、再生医療等製品は、昨年11月25日施行の薬事法一部改正法で定義された新しい分野であるため、審査・相談の経験を重ねながら審査担当者の質の向上に努めているところである。さらに、先端的な領域であり、かつ臨床上の適応が広範であるため、調査部門と安全対策部門と不可分である他、常時、新薬審査部及び医療機器審査部との連携が必要であること、最新の科学や医療現場の状況も踏まえつつ柔軟かつ迅速な対応が求められていることから、知識の集積及び迅速な判断、運用のためにも審査機能を分散せずに1カ所に集中させる必要がある。</p> <p>加えて、これまで東京にて承認審査・相談業務を一括していたところ、再生医療分野の審査機能を権限委譲した場合、申請する品目に応じて申請書類等の送付先を変える必要性が生じる他、特に製造販売業者の多くが所在する東日本の企業の場合、申請先が遠方となる等のデメリットは避けられないことから理解を得られず運営に支障を来す恐れがある。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>○「当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか」「政策の企画立案・執行において、より高い効果が期待できるか」 国内で再生医療分野をリードしているのは、京都大学iPS研究所、大阪大学をはじめとする関西の大学・研究機関であり、これらの機関と支援機関であるPMDAの審査部門が近接することは、相互のアクセス利便性を高め、研究開発の加速化、早期の実用化につながるため、国の進める革新的医薬品等の創出、特にアカデミア創薬の推進に大きく貢献するものである。 再生医療分野の製品については、医薬品・医療機器と異なり、人の細胞等を用いることから個人差などが反映され、品質が不均一になることから、製品の有効性を確認するために長期間を有するという特性を持つだけでなく、製品として実用化された後も、治療は医療機関でしか行うことができず、また、その治療も、技術面・安全対策面で十分な実施体制がある限られた医療機関でしか行うことができないため、実用化後も、研究開発を行った大学・研究機関が中核となることが想定される。 また先般、当該機構と日本医療研究開発機構（AMED）は日本発の革新的医薬品等創出のための協力体制として連携協定を締結したところであるが、AMED創薬支援戦略部西日本統括部は当該機構関西支部と同じグランフロント大阪にあるため緊密な連携が可能であり、本協定の方向性にも合致する。</p> <p>○「当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか」 上述のとおり、国内で再生医療分野をリードしているのは、大阪・関西の大学・研究機関であり、当該機構の利用者は関西に集中している。 また、誘致候補先となる現関西支部は、空港、新幹線からのアクセスが非常に良く、他地域の研究者にとっても利便性が高いため、運用面においても大きな支障はないと考える。</p> <p>○「業務執行や企画立案において、府省庁間の連携が図れるか」「国会等への対応に支障をきたさないか」 日頃の業務では厚生労働省、機関内部での連携が想定されるが、既に関西支部が設置されている中で、機関全体ではなく、一部門の移転を提案しているため、特段問題はないと考える。 また、平成27年度に行う機能拡充により、東京本部と関西支部が高性能なテレビ会議システムでつながることから（あたかも対面であるかのような機能を設置）、本部と支部間の連携も容易となる。</p>	<p>上述のとおり、再生医療分野の承認審査業務を委譲することは極めて非効率であり、審査の迅速化・高度化の妨げとなることから、関西支部への再生医療分野の承認審査業務の権限委譲は困難であると考えられる。</p> <p>また「京都大学iPS研究所、大阪大学をはじめとする関西の大学・研究機関…と支援機関であるPMDAの審査部門が近接することは、相互のアクセス利便性を高め、研究開発の加速化、早期の実用化につながる」とされているが、関西圏に本社を有する製薬企業等が相談を受けようとする場合の出張費や出張に伴う移動時間の節減は想定できるものの、再生医療分野の審査機能を地方拠点に委譲したところで、再生医療等製品の承認審査（品質、有効性及び安全性の審査）を行う規制当局としての業務内容が変わるわけではないため、その差が貴府の説明にある研究開発の加速化、早期の実用化に影響する可能性は極めて低い。</p> <p>なお「AMED創薬支援戦略部西日本統括部は当該機構関西支部と同じグランフロント大阪にあるため緊密な連携が可能」とされているが、AMEDの本部はPMDAが設置されている東京都千代田区に設置されており、既に緊密な連携を図っている。</p> <p>また「機関全体ではなく、一部門の移転を提案しているため、特段問題はないと考える。」とされているが、承認審査業務を分割することに関する支障については、これまで述べてきたとおり。</p> <p>なお、「平成27年度に行う機能拡充により、東京本部と関西支部が高性能なテレビ会議システムでつながることから（あたかも対面であるかのような機能を設置）、本部と支部間の連携も容易となる。」とされているが、具体的な使用用途などについて、未知数な部分があるため十分検討する必要がある。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域への波及効果・なぜその地域か	<p>○地域への波及効果 関西支部に再生医療分野の審査機能が置かれれば、研究者は必要なタイミングで当該機構にアクセス可能となるため、研究開発の加速や早期の実用化につながる。また、必然的に、研究者や企業の集積がさらに高まり、知の集積による相乗効果として、さらなる研究開発の活発化も期待される。 さらには、大阪・関西の大学・研究機関の人材にとっても、活躍の場が広がり、人材育成につながると考える。</p> <p>○なぜ大阪か 大阪・関西は、国内有数のライフサイエンス関連機関の集積地であり、創業等にかかる十分なポテンシャルを有する。さらに、平成25年10月にPMDA関西支部が、平成27年4月にはAMED創薬支援戦略部西日本統括部が大阪に設置されるなど、大阪はその支援機能の拠点となっている。(設置されている大阪・梅田駅は京都・神戸からのアクセスが非常に便利) そのうえ、上述のとおり、大阪・関西には、大阪大学・京都大学をはじめとする再生医療分野の研究をリードする大学・研究機関が集積しており、臨床研究実績も関東・中部に比べ関西が一番多い。また、実用化においても優位性が高く、平成26年11月の薬事法改正後初めて承認された再生医療等製品2製品はいずれも、大阪・関西の大学や企業が研究開発したものである。 なお、PMDAが審査を行うにあたっては各分野の専門家が必要であるが、再生医療分野の最先端の研究を行う研究者は大阪・関西の大学等に数多く存在しており、運営側の人材面においても関西は強みを有する。 大学・研究機関の集積、臨床研究実績数、人材面といった強みを持つ大阪・関西にその中核となる機能を置くことは、当該分野における研究開発の加速化、早期実用化を促進するものである。</p>	<p>PMDAは、日本再興戦略に掲げられた医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の実現を目指し、限られた人数の中で審査の迅速化・高度化を図るため、審査部門を分割していないところである。</p> <p>また、「関西支部に再生医療分野の審査機能が置かれれば、研究者は必要なタイミングで当該機構にアクセス可能となるため、研究開発の加速や早期の実用化につながる。」や「大阪・関西にその中核となる機能を置くことは、当該分野における研究開発の加速化、早期実用化を促進するものである。」とされているが、上述のとおり規制当局としての業務内容が変わるわけではないため、再生医療分野の審査機能を地方拠点に委譲したところで、研究開発の加速化、早期の実用化に影響する可能性は極めて低いと考える。</p>
条件整備	<p>○「施設確保・組織運営に当たり、どのような工夫がなされているか」「国・独立行政法人の組織・費用が増大するものとなっていないか(地方としてどのような条件整備の工夫ができるか)」 平成27年度に行う関西支部の機能拡充に伴い、現在の関西支部をグランフロント内で移転し、より広いスペースを確保する予定であり、関西支部で十分対応可能。</p> <p>○「職員の生活環境・住環境が確保されているか」 立地するエリアは交通アクセスが非常に良く、職員の居住地確保が困難なエリアではないが、大阪府住宅供給公社等による住宅情報の提供は可能である。</p>	<p>上述のとおり、審査部門を分割することは極めて非効率であり、審査の迅速化・高度化の妨げとなることから、関西支部への再生医療分野の承認審査業務の権限委譲は困難であると考えます。</p> <p>また、権限の委譲に伴う、承認審査業務に携わる者を含めた職員の意思疎通や質の確保、組織の一体的運営や内部統制を図るといった点においても非効率であり、加えて、現行の職員の分散化(非効率化)に係る組織費用の増大が顕著となることも懸念され、組織運営に支障を来す恐れがあり、困難である。</p> <p>なお、貴府の説明において「平成27年度に行う関西支部の機能拡充に伴い、現在の関西支部をグランフロント内で移転し、より広いスペースを確保する予定であり、関西支部で十分対応可能。」とされているが、想定されている人員の規模、必要となる面積や根拠が不明であり、これ以上の検討は困難である。</p>
その他特記事項		

提案の概要	知財活用支援センター知財戦略部及び研修部
検討対象機関の概要	<ul style="list-style-type: none">●業務概要 独立行政法人工業所有権情報・研修館法第3条の目的に基づき、工業所有権に関する情報提供等や、特許庁職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修等を行っている。具体的には以下のとおり。 (知財活用支援センター知財戦略部)<ul style="list-style-type: none">・企業等における知財情報の活用等の支援及びその普及・啓発に関する業務・海外展開を計画する企業等に対する専門家の派遣を通じた知財情報の活用及び知財戦略の策定の支援等業務・営業秘密管理に関する相談対応や、技術ノウハウ等の情報管理を支援するシステム整備等(研修部)<ul style="list-style-type: none">・特許庁の審査系職員及び事務系職員等の専門性を高めるための研修・特許審査に係る先行技術調査の外注先である登録調査機関のサーチャー等のための研修(調査業務実施者育成研修)●職員数:40名(知財活用支援センター知財戦略部及び研修部の合計:常勤職員18名、非常勤職員22名)●現在の占有フロア面積:約1,800㎡●必要な機材等:<ul style="list-style-type: none">・調査業務実施者育成研修において受講者が使用する特許情報について高度な検索が可能な端末(特許庁審査官が使用する端末と同等の機能を有する端末)を受講人数分(118台)設置・企業の営業秘密等の相談に関する情報等を管理するために必要となるハイセキュリティな対策が講じられた情報システム及びその付帯設備・企業の営業秘密等についての相談対応に必要な相談ブース(※執務室と区切られており、なおかつ遮音効果等を考慮した個室)●直接対面による意見交換・協議が不可欠な事務の概要および首都圏への集中度合<ul style="list-style-type: none">・全ての研修のうち、88%(延べ受講者数ベース)を占める特許庁職員向け研修の受講者は100%が首都圏。・全ての研修のうち、8%(延べ受講者数ベース)を占める調査業務実施者育成研修の受講者も88%が首都圏。・調査業務実施者育成研修の講師及び面接担当者の8割が首都圏。・各事業において、特許庁の担当部署と事業の実施や方向性等に関する打合せを毎週実施。

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>その機関の任務の性格上、東京圏になければならないか</p>	<p>・今回の提案は、INPIT全体の業務ではなく、大阪・関西の地域性を踏まえ、産業界のニーズに応えるため知財活用支援センター知財戦略部、及び同時提案の「特許庁審査部」の一部誘致に伴って必要となる研修部の一部の活動拠点の大阪設置を提案するものである。</p> <p>・従って、施策の企画立案等の本部機能や首都圏機能と密接な機能は、現状どおり存続することを前提としている。</p>	<p>・INPITは、日本再興戦略等に基づき特許庁が推進する「世界最速・最高品質の審査システム」の実現、地域中小企業の知財戦略支援等について、情報提供・相談支援・人材育成等の事業執行機関として、特許庁と一体となって各種事業の企画立案・執行管理等を行っている。</p> <p>・提案のINPITの知財活用支援センター知財戦略部は、その名のとおりに、全国大で各種事業の企画立案・執行管理を一元的に行う統括機能(いわゆるバックオフィス機能)が中心であり、大阪府も含め、各地域における知財活用支援は現在でも委託先の実施機関や専門家派遣等を通じて展開しているところ。</p> <p>・また同様に研修部についても、研修事業の企画立案・執行管理を一元的に行う統括機能(いわゆるバックオフィス機能)が中心であり、しかも、全研修の88%を占める特許庁職員向け研修の受講者は100%が首都圏、8%を占めるサーチャージャー向け研修の受講者は88%が首都圏に集中しており、研修部を東京から大阪へ移転させることは、研修部の業務に支障を来すのみならず、現に首都圏に集中している受講者及び講師の利便性を損ねるデメリットを生じさせるものと考えられる。</p> <p>(※なお、中小企業等を受講対象者とした一般向け研修は、全国各地において発明推進協会や経済産業局特許室等が実施している。)</p> <p>・このように、INPITの知財活用支援センター知財戦略部及び研修部は、いずれも統括機能が中心であり、また、研修ユーザーが首都圏に集中していることから、地方移転することは適切ではない。</p> <p><補足:大阪府が提案する特許庁審査部門の一部移転に対する考え方></p> <p>・特許庁は、日本再興戦略等において「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を目指すこととされている一方、近年審査官数を増加させている欧米等と異なり、毎年厳しい人員削減を求められており、限られた人員で効率的かつ質の高い審査を実施することが必要不可欠。</p> <p>・そのため、特許庁は限られた行政リソースを集中するとともに、これを核に首都圏に約7300人の弁理士、約2300人のサーチャージャーが集積している基盤に支えられて、審査官一人当たりの審査処理件数で米国の3倍、欧州の5倍もの審査効率性を実現している。こうした集積構造から、一部であっても審査部門を地方に移転することは、「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を困難とすることから不適切である。</p> <p>・また、複数の技術分野にまたがる新たなイノベーションに対応していくためには、多様な技術分野の審査官が常に緊密に連携することが不可欠であり、審査部門の一部であっても分離することは、我が国全体の審査体制において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新技術の審査を極めて困難なものとし、 ② 審査効率の低下を生じさせ、 ③ 審査判断のばらつきや不安定性を生じさせる <p>ものであり、「世界最速・最高品質の審査システム」の実現を困難なものとすることから不適切である。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<p>【当該行政分野全体の業務執行において効率的な運営となるか】 ・INPITの機能は、「営業秘密・知財戦略支援」「海外知財支援」分野における企業支援であり、要請に応じて全国にアドバイザーを派遣するものである。大阪は、地理的に西日本各地へのアクセスにおいて有利で、アドバイザーの企業OB等人材確保も容易であり、事業の効率的な運営に資すると考えられる。研修事業についても、特許庁審査官の近くで運営する方が効率的であると考えられる。</p> <p>【政策の企画立案・執行において、より高い効果が期待できるか】 ・INPITの知財活用支援センター知財戦略部の主要な事業の「営業秘密・知財戦略支援」「海外支援知財支援」のターゲットは、中小企業が主体であるが、平成26年度の海外支援プロデューサー支援実績は241者であるが、同事業の潜在的な支援ニーズは、はるかに多いと考えられ、支援拠点が大阪に設置されれば、大阪府はじめ行政、支援機関等が周知・活用促進に協力することによって、利用の大幅な増加が見込まれる。</p> <p>【当該行政分野の対象となる民間や自治体等の関係で支障をきたさないか】 ・特許出願は民間企業からのものが多く、関西からの特許出願は全体の約2割を占める。 ・INPITの支援拠点の大阪設置は、これから知財戦略に取り組もうとする多くの中小企業の利便性向上に資するものであり、支援拠点の運営に民公連携して協力する素地がある。</p> <p>【業務執行や企画立案において、府省庁間の連携が図れるか】【国会等への対応に支障をきたさないか】 ・今回の提案は「知財活用支援センター知財戦略部」および「研修部」の新たな拠点の設置であり、業務執行、施策の企画立案等の本部機能は現在そのまま存続することを想定しており、府省庁との連携等についても移転による影響は受けない。</p>	<p>(基本的考え方) ・先述のとおり、知財活用支援センター知財戦略部及び研修部は、日本再興戦略等に基づき特許庁が推進する「世界最速・最高品質の審査システム」の実現、地域中小企業の知財戦略支援等について、事業執行機関としての統括機能が中心であることから、特許庁と一体となって各種事業の企画立案・事業管理等を行うことができる業務環境が必要不可欠である。 ・また、官の肥大化防止・スリム化が求められる中、独立行政法人として限られたリソースで、全国大の支援を展開するためには、各地に執行管理部門を分散させるのではなく、東京を中心に一元的に事業の執行管理を行う運営効率の確保も必要不可欠である。</p> <p>(知財活用支援センター知財戦略部) ・知財活用支援センター知財戦略部が現在実施している、 ① 中堅・中小企業等に対する海外展開支援(海外知財プロデューサー) ② 中小企業等に対する営業秘密・知財戦略相談業務 ③ 知財情報活用のための各種データベースの提供等環境整備 といった各種事業は、限られたリソースで全国大の支援を実施しているところであり、特定の地域だけを支援しているわけではない。 ・例えば、「海外知財プロデューサー」に関しては、既に全国の中堅・中小企業等からの要望・要請に応じて全国の企業に直接出向き、海外展開における知財戦略の策定支援等を行う事業を実施しているところ。 ・年間216回の出張等を実施する専門家と8名の事業管理を行う常勤職員という限られたリソースで全国大の支援を実施しており、地域ごとに分散して支援を実施するよりも、東京を中心に事業を一元管理し、適材適所での支援を行う体制を維持することが適当と考える。 ・拠点が東京である現状においても、首都圏以外の派遣先は関西(40件)よりも九州(44件)が多い等、拠点と派遣先の近接性と派遣実績に相関関係は見出せず、移転に伴う関西ユーザーへの利便性の向上は限定的であると考えられる。 ・また、海外知財プロデューサーはINPIT内においてプロデューサー同士の情報交換を日々実施することを通じ支援の質の維持・向上を図っており、東京を拠点に全国大の支援を行う体制を維持する方が適当と考える。</p> <p>(研修部) ・研修部が行う研修の受講者及び講師の太宗は首都圏・東京であることから、研修部を東京から大阪へ移転させることは、研修部の業務に支障を来すのみならず、現に首都圏周辺に集中している受講者及び講師の利便性を損ねるデメリットを生じさせるものと考えられる。 <参考> ・全ての研修のうち、88%(延べ受講者数ベース)を占める特許庁職員向け研修の受講者は100%が首都圏。 ・全ての研修のうち、8%(延べ受講者数ベース)を占める調査業務実施者育成研修の受講者も88%が首都圏。 ・調査業務実施者育成研修の講師及び面接担当者の8割が首都圏。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
地域への波及効果・なぜその地域か	<p>・「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」において、東京一極集中の是正を図る取組みとして、「都市としての経済機能の強化」を基本目標の一つとしている。この実現のためにはイノベーション創出促進による市場競争力の向上が重要な要素となる。イノベーションの促進には、知財戦略の取組みも不可欠であり、INPITの支援拠点が重要な役割を果たす。INPITの支援活動と産学官の取組みが連動することにより、内外の企業にとって大阪・関西をイノベーションに最適な魅力ある地域にしていく。</p> <p>・大阪の地域特性としては、製造業の事業所数は全国第1位、従業者数は第2位、製造品出荷額等は第3位と全国有数の規模を誇り、全体の製造品出荷額等のうち61.8%を中小企業が占めていることなどの特徴がある。</p> <p>・また、企業の知財への関心は非常に強く、知財総合支援窓口における支援件数は全国一となっている。加えて、技術開発意欲も旺盛で、経産省の革新的ものづくり産業創出連携促進事業の近畿圏の採択率は3割に上り、投資意欲も高く、今後の日本の産業競争力を支えるポテンシャルが極めて高い地域であるといえる。</p> <p>・一方で、大半が中小企業であるがゆえに「人的・資金的リソースの不足」「経営者層に知財の重要性の認識の不足」という構造的・組織的な課題がある。</p> <p>・INPITの支援拠点が大阪に設置されると、中小企業の知財戦略に対する理解・取組みが飛躍的に進み、イノベーションの推進とあいまって、質の高い知財活動の活性化が期待される。</p> <p>・また、近畿圏(2府4県)の輸出入の地域別構成を国内他域と比較すると、輸出入ともにアジアの割合が高いことが特徴である。</p> <p>・今後、アジア経済の成長とともに、海外、特にアジアでの事業展開を考える中小企業が増加すると見込まれる。</p> <p>・INPITの支援拠点の大阪設置は、海外展開を考える中小企業への中核支援拠点となることが期待される。製造業は海外との競争が激化しており、イノベーション創出にはスピード感を持った支援が重要である。INPITの知財戦略部をはじめとした知財インフラの大阪への拠点設置は関西の経済界(大阪商工会議所や関西経済連合会)からも望む声強い。</p>	<p>・INPITが実施する各事業は、企画立案・執行管理を常勤職員が行い、全国47都道府県での知財総合支援窓口や海外展開支援といったそれぞれの事業活動は、現場の専門家に委託している。</p> <p>・大阪府が「波及効果」として例示している中小企業の知財活用支援や、知財計画の策定支援、海外展開支援等の充実は、事業管理部門が周囲にもたらず波及効果ではなく、INPITが全国に展開している事業自体により直接もたらされる効果のことであると考えられる。</p> <p>・したがって、事業管理部門の大阪移転が解決策となるものではなく、INPITの事業拡大を求めているものと捉えるべきであると考ええる。</p>
条件整備	<p>・誘致候補地の「グランフロント大阪」はアクセスが非常に良好で、関西圏からの出願者からのニーズに十分対応できる。またPMDA関西支部等も入居しており、特許庁と併せて関西圏のイノベーション創出拠点となりうる。知財支援機関である「日本弁理士会近畿支部」「大阪発明協会」も近接しており、連携効果が期待できる。</p> <p>・「マイドーム大阪」「大阪南港ATC」も比較的アクセスが良好で、賃料も比較的安価でありコスト削減が期待できる。さらに「マイドーム大阪」は中小機構の「よろず支援拠点」が設置されており、支援体制における連携も期待できる。</p> <p>・「クリエイションコア東大阪」は大阪府のものづくり支援課、公益財団法人大阪産業振興機構等が入居しており、大阪府の総合的な中小企業支援拠点「MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)」を運営している。</p> <p>・さらに旧「大阪府立特許情報センター」の一部機能を引き継ぎ、「知財総合支援窓口」を設置している。「知財活用支援センター知財戦略部」を誘致することで、各機関が一体となった中小企業支援が可能となる。</p> <p>・日本第2の経済圏である大阪への一部移転であるため、職員の生活環境・住環境の確保については、問題がないと考えられる。</p>	<p>・INPITの大部分は特許庁の庁舎内に入居しているが、同庁舎は特許庁の予算で1989年に完成した独自の庁舎であり、定常的な賃料は発生していない。</p> <p>・大阪府の提案する誘致候補地である「グランフロント大阪」「マイドーム大阪」「大阪南港ATC」「クリエイションコア東大阪」については賃料が明らかではなく、現行の庁舎に入居し続ける場合とのコスト比較が何ら定量的に示されておらず、「賃料も安価でありコスト削減が期待できる」とする根拠が不明である。</p> <p>・仮に現在の庁舎から移転する場合、施設費が増大することが見込まれるのみならず、冒頭に記載した「必要な機材等」をはじめとする移転費用等につき、新たな財政負担が生ずる。独立行政法人については、官の肥大化防止・スリム化が求められる中、中期計画に基づいて事業費や人件費等の節約が求められる等、人員や予算に関し厳しい制約が存在するため、移転の検討にあたっては、負担の主体の整理及び移転に係るコスト・ベネフィットの算定につき精査が必要と考える。</p> <p>・いずれにせよ、太宗を占める首都圏・東京の研修受講者・講師を損なう等の大きなデメリットが想定される中、それを上回るだけの移転メリットが見出せず、上述のような大きな財政負担が生ずることは行政改革等の観点から困難と考える。</p>
その他特記事項		

提案の概要	国立健康・栄養研究所の移転
検討対象機関の概要	<p>【職員数】 常勤役職員:39名(うち、役員1、事務職7、研究職31) 非常勤職員:53名</p> <p>【予算】 579百万円</p> <p>【施設】 ＜敷地面積＞18,123㎡(国立感染症研究所と共有) ＜使用フロア面積＞18,917㎡(うち専用部分 4,332㎡、共用部分 14,585㎡)※現在は国有財産の無償貸与 ＜主な構造・機材＞ヒューマンカロリーメーター(2機、約1億7千7百万円)、エックス線撮影装置(1台、約1千3百万円)、体組成解析処理装置(1台、約8百万円)、X線骨密度測定装置(1台、約3千4百万円)、運動フロア(約400㎡)、RI施設(約200㎡)、動物実験施設(約350㎡) ※ヒューマンカロリーメーター(大きさ:外寸法) Chamber1 Chamber2 たて 3,600mm、よこ2,850mm、高さ2,800mm たて 3,600mm、よこ2,150mm、高さ2,800mm その他付属機器あり</p> <p>【研究実績】 ＜主な研究内容＞ ①日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究 (例)地域住民を対象とした身体活動の大規模介入研究、身体活動のコホート研究、腸内細菌と肥満のコホート研究 ②日本人の食生活の多様化と健康への影響及び食生活の改善施策に関する研究 (例)食事摂取基準の活用研究・活用促進、高齢者コホート研究 ③健康食品を対象とした有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 (例)食品機能成分の実験的研究並びにヒト介入研究、健康食品の安全性評価研究 ④国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するための関連研究領域の基礎的、独創的及び萌芽的な研究 (例)国民健康・栄養調査の活用研究 ⑤法律に基づく事業 (例)国民健康・栄養調査、食品表示の収去試験 ＜共同・連携等＞ 東京ガス、順天堂大学、東京大学病院、日本栄養士会、柏市、東京大学、消費者庁、厚生労働省、国民生活センター、国立保健医療科学院、お茶の水女子大学、神奈川県立大学、早稲田大学、女子栄養大学、東京理科大学</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究能力の確保・向上	<p>○優秀な研究人材の確保 大阪には、栄養学関係の大学等が数多く立地している。また、健康・栄養学関係以外にも、医学・薬学等の大学・研究機関が多く立地しており、研究人材が数多く存在している。 また、北大阪健康医療都市（健都）のある吹田市は、就業者に占める研究者の割合が他地域と比べ突出するエリアである。</p> <p>○優れた研究環境の確保 統合した法人である「医薬基盤・健康・栄養研究所」が国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合における基本方針として「統合によるシナジー効果を最大限発揮するための共同研究の実施」を掲げており、その実施にあたっては、両研究所の研究者が日常的に交流できるよう、近接している方が望ましい。大阪には、すでに医薬基盤研究所が立地しており、国立健康・栄養研究所の移転により、その実現が図られる。 健都に移転する国立循環器病研究センターは、「循環器病の予防と制圧」をミッションに掲げており、国立健康・栄養研究所の研究テーマである「国民の健康づくり」、「生活習慣病の予防」などと密接に関連する。両機関は、部門によってはすでに研究交流がなされているが、健康・栄養に関する二つのナショナルセンターが隣接することで交流が増え、蓄積されたノウハウを活かした新たな共同研究による大きな成果や両機関の特徴を活かした取組の実施が期待できる。 北大阪健康医療都市（健都）は、「健康と医療」をコンセプトに様々な機能の集積をめざしており、上述の国立健康・栄養研究所の研究機能等と合致する。また、「健康・栄養」と「医薬」という医薬基盤研究所との統合のコンセプトとも一致する。さらに近傍には、国の創薬支援機関が立地するなど、医薬基盤研究所との統合によるシナジー効果を発揮した研究を進める上でも適した環境にある。 こうした環境は、健都以外では実現できない。</p> <p>○研究資金の確保 大阪は、平均寿命・健康寿命ともに全国平均を下回り、その差（健康でない期間）も長いなど、健康分野での課題が多い地域である。こうした課題解決に向け、府内では官民それぞれで様々な取組が進められており、「地域の産業等への波及効果」に記載のとおり、効果と経済合理性を実証する観点から、産学連携による新たな取組も進めている。こうした中、国立健康・栄養研究所の研究や評価分析と、そのノウハウを商品開発等に活かしたい企業ニーズ等のマッチングなどにより、新たな需要の発掘につながると考えている。 また、健都に整備予定の「高齢者向けウェルネス住宅」や「都市型住宅」において、入居者をターゲットにした、食事や身体活動量に関する実証研究の実施など、国立健康・栄養研究所の研究に貢献できる。こうした研究成果は、健都の複合商業施設や健都イノベーションパークに進出する企業と連携することで事業化へとつなげていくことができると考えている（健都に立地する研究機関や企業等の連携・交流の仕組みは構築する）。 なお、法人の統合における基本方針において、「インハウス研究の推進」が掲げられており、公的機関ならではの研究は、国において着実に推進されるものと考えている。</p> <p>○研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携の確保 国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所の統合による連携確保にとって、近接する北大阪健康医療都市（健都）への移転が最も効果的である。 北大阪健康医療都市（健都）においては、国循をはじめ、立地する機関や企業等との連携を進めるための方策を講ずる。なお、医薬基盤研究所が立地する彩都においては、既にその仕組みがあり、交流会をはじめ、定期的な人材交流等が進んでいる。 健都イノベーションパークには、食物栄養学科やスポーツ健康学部等を有する大学のサテライト機能の設置を働きかけており、国立健康・栄養研究所と関連深い機関や研究者との連携がしやすい環境をめざしている。</p>	<p>○優秀な研究人材の確保 ・健康・栄養に係る調査・研究については、東京圏に、東京大学、早稲田大学、女子栄養大学等の優良な研究教育機関や全国団体である日本栄養士会等が集積しており、いわば一つの研究クラスターとして活動している。なお、筑波には優良な研究機関である薬用植物資源研究センターもある。こうした研究環境は、他のいかなる地域と比較しても東京圏の方が優位であり、連携や人的交流の実績を考えると、移転した場合、同様の研究能力の確保・向上は期待できないと思われる。 ・国立健康・栄養研究所では、シナジー研究の一つとして腸内細菌のコホート研究が進められている。移転によりコホート研究の継続が困難になる。 ・優秀な研究人材の確保については、東京圏（一都三県）には、健康・栄養に関する教育機関が管理栄養士養成課程30校、健康運動指導士養成校19校と大阪圏（二府二県）の26校、15校に比較して多い。東京圏の他の優れた研究機関との連携の可能性も高いので、東京の方が確保が容易。特に法定業務である国民健康・栄養調査においてはデータクリーニング（資料整備）の観点から調査データの特性に知識を有する者の確保が必要である。行政栄養士の配置人数は東京都（保健所設置市、23区含む）は大阪府（保健所設置市含む）と比較して約1.6倍であり、このような状況をふまえると、国民健康・栄養調査の経験者数も大阪においては東京に比較して少ないことが予想され、このような人材の確保に懸念がある。人材が確保できなければ、国民健康・栄養調査の実施に支障をきたす。 ・また、生活改善指導等を行う保健師や管理栄養士、健康運動指導士などの資格を有する技術補助員についてはフルタイムではなく勤務時間等を限定した雇用が想定されることから、候補地及びその周辺地域において、多様な働き方のもとで一定以上のスキルを有した人材を現在と同等の勤務条件で確保できるか懸念がある。人材が確保できなければ、研究の実施に支障が生じる。</p> <p>○優れた研究環境の確保 ・迅速かつ効果的連携については、近接性は重要であり、多くの健康・栄養に関する研究機関との連携が容易である東京圏のほうが研究機能を確保・向上していく上で有利である。（具体的実績については検討対象機関の概要を参考されたい。） ・研究環境については、国立国際医療研究センター（糖尿病のナショナルセンターとしても位置付けられている。）、国立がん研究センター、国立医薬品食品衛生研究所など他の優れた研究機関と幅広い分野において連携の可能性が高く国立循環器病センターの立地する大阪と比較して東京の方が確保しやすい。 ・シナジーに関連した研究が研究業務の全てではない。また、シナジー研究に関しては筑波の薬用植物資源研究センターとも行っており、大阪移転が好ましいか否かは研究内容による。</p> <p>○研究資金の確保 ・研究資金の確保については、競争的資金の獲得において東京圏の優れた研究機関とより質の高い共同研究が実施が容易な東京圏の方が有利である。 ・共同研究については、研究成果をもとに当該企業との間で共同研究が可能であるか判断しており、企業の研究者と議論をしつつ研究を進めている。研究所のミッションを踏まえた上でこのような対応が可能な企業がどの程度集積しているかを判断する必要がある。 ・国立健康・栄養研究所のインハウス研究は運営費交付金によって行われることとなっている。</p> <p>○研究機関・研究者等との迅速かつ効果的連携の確保 ・中長期目標においては「国の生活習慣病対策の推進に反映が見込まれる研究を始め種々の事業を行っていくこと。健康食品についてもその適正利用の観点から国の施策の実施に寄与すること」とされており、企業の商品開発等の支援については求められているものではない。 ・また、大学にサテライトの設置を働きかけているとのことであるが、設置は未知数である。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
研究成果活用の確保・向上	<p>○産学官連携の体制確保 在阪のライフサイエンス分野の大学・研究機関をはじめ、産学官連携による推進体制として「大阪バイオ戦略推進会議」を設置しており、国立健康・栄養研究所を所管する医薬基盤・健康・栄養研究所は、当会議にすでに参画している。 また、府では、第2次食育推進計画に基づき、食育推進ネットワークの強化を図り、関係機関と様々な連携した取組を行っていることから、国立健康・栄養研究所の立地により、食育施策の更なる推進が期待できる。</p> <p>○政策への反映を目的とした研究についての行政との連携確保 国立健康・栄養研究所が北大阪健康医療都市（健都）へ移転すれば、地元自治体としては、連携を深めていく考えであり、新たな研究需要の創出に努めていく。 なお、がん、循環器疾患等のNCDに関する研究については、（公財）大阪がん循環器予防センター等と連携して実施しており、レギュラトリーサイエンス研究などで連携がしやすい環境にある。 （民間企業、関係団体等と連携した取組（実績）） ・予防、疾病管理、食生活改善へと府民の行動変容に結びつく、市町村が実施するプログラムや事業メニューを指導・助言 ・民間企業等（第一生命保険㈱、協会けんぽ大阪支部）と連携した健康づくりに関する啓発等の取組</p>	<p>○産学官連携の体制確保 ・産学官連携については、東京圏の健康・栄養に関する研究機関との連携が確保しやすい東京圏の方が有利である。（具体的実績については検討対象機関の概要を参考されたい。） ・8月末の提案で言及されていた特区の活用については、国家戦略特別区域及び区域方針においても、事業に関する基本的事項に東京圏では健康・未病産業の創出があげられているが、関西圏においてはこのような内容はあげられていない。 ・食育の推進であれば、東京圏の関連機関との連携によって、全国的な推進が図れると考えている。</p> <p>○政策への反映と目的とした研究についての行政との連携確保 ・行政との連携確保については、特別用途食品の表示等に関して、消費者庁への業務協力を実施しており、また、国立健康・栄養研究所は健康増進法に基づき厚労省が行うこととされている国民健康・栄養調査を実施するなど、行政機関との連絡調整を密に行う必要がある。このため、東京において活動することが、当該業務の迅速かつ機動的な実施を可能とし、効果的に政策に反映でき得る。</p>
地域の産業等への波及効果	<p>○なぜ大阪か 健都が位置する北大阪バイオクラスター（大阪北部）には、国内有数の研究機関や、ライフサイエンス関連企業等が集積している。 その中の拠点のひとつである「彩都」は、平成17年度の医薬基盤研究所の開設を契機に、創薬をはじめとしたライフサイエンス分野の企業等の集積が進み、大阪の医薬品関連産業の振興を牽引するとともに、重要な産業拠点のひとつに成長した。 北大阪健康医療都市（健都）は、国循をはじめ、「健康と医療」をコンセプトに先端的な研究開発を行う企業等の研究施設等の集積をめざしており、国立健康・栄養研究所の立地により、彩都と同様に、産業拠点として成長をめざしている。</p> <p>○強みをもつライフサイエンス関連産業のポテンシャルを高めることが期待できるか 大阪では、健康寿命の延伸と経済成長を同時に実現する新たなヘルスケアシステムの構築をめざし、府では、事業者や研究機関、産業支援機関等が参画する「大阪健康寿命延伸産業創出プラットフォーム」を構築し、健康寿命延伸産業を創出・振興するための取組も進めており、国立健康・栄養研究所の研究成果の活用も考えられる。 また、国立健康・栄養研究所の業務とも関連が深い、いわゆる「健康食品」分野において、今年度創設された「機能性表示食品制度」に関し、大阪の産業支援機関が府内企業等の国への届出を支援する取組を開始しており、企業の関心も高い。今後、様々な商品開発が進む中で、新たな成分・素材等の機能性評価に関しては、研究機関との連携需要も高いと考えられる。 医薬基盤・健康・栄養研究所が統合における基本方針で掲げる「統合によるシナジー効果を最大限発揮するための共同研究の実施」においては、「医薬品と食品の相互作用に関する研究」や「健康に関する機能性表示食品の品質評価」などをテーマとした研究を進められると聞いている。 こうした「医薬と食」を融合するような新たな研究成果と、国立健康・栄養研究所の従来からの研究成果は、大阪の健康寿命延伸産業の振興はもとより、大阪の強みのあるライフサイエンス産業への波及効果も大きい。</p>	<p>○なぜ大阪か ・提案書を拝見する範囲では、施設を移転しなくとも当該テーマに係る地元研究機関との共同研究によって目的は達成し得ると考えている。ただし、共同研究については、研究成果をもとに当該企業との間で共同研究が可能であるか判断しており、企業の研究者と議論をしつつ研究を進めている。研究所のミッションを踏まえた上でこのような対応が可能な企業がどの程度集積しているかを判断する必要がある。 ・中長期目標においては「国の生活習慣病対策の推進に反映が見込まれる研究を始め種々の事業を行っていくこと。健康食品についてもその適正利用の観点から国の施策の実施に寄与すること」とされており、中長期目標に鑑み、立地が産業拠点の成長を促すとは必ずしも言えない。</p> <p>○強みをもつライフサイエンス関連産業のポテンシャルを高めることが期待できるか ・中長期目標においては「国の生活習慣病対策の推進に反映が見込まれる研究を始め種々の事業を行っていくこと。健康食品についてもその適正利用の観点から国の施策の実施に寄与すること」とされており、企業の商品開発等の支援を目的とした研究の実施については求められているものではない。</p>

検討・評価のポイント	道府県の説明	各府省の見解
運営の効率の確保	<p>○法人本部・医薬基盤研究所と近接 大阪には、法人本部が医薬基盤研究所とともに立地している。現在の東京都新宿区での立地と比べ、相互の往来等の利便性が飛躍的に高まることにより、法人全体として効率的な運営が図られる。 また、医薬基盤研究所との統合によるシナジー効果を最大限発揮した研究を進めていくためには、両研究所が近接していることが効率的と考える。</p>	<p>○法人本部・医薬基盤研究所と近接 ・本部が大阪に所在することから、本部との連携を効率的かつ円滑に行うためには、東京と比較して優位である。一方で、シナジー研究は研究所の研究業務の一部であり、多くの研究業務は、東京圏の行政機関や研究機関との連携で進められている。</p>
条件整備	<p>○施設確保・組織運営にあたっての工夫 健都イノベーションパーク内に必要規模を確保することで検討していく。なお、同地は「健康と医療」をコンセプトに先端的な研究開発を行う企業の研究施設等を中心に誘致するエリアであり、立地する企業や研究機関の有機的な連携方策を検討していく。</p> <p>○法人の組織・費用 国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、受入れに際し必要となる支援等について、可能な限り協力していく。なお、国立健康・栄養研究所の全機能の移転を想定しており、法人本部や医薬基盤研究所と近接することで効率化が図られるものと考えている。</p> <p>○職員の生活環境・住環境の確保 立地するエリアは人口集積地であり、職員の居住地確保が困難なエリアではない。なお、大阪府住宅供給公社等の住宅情報を提供することが可能である。</p>	<p>○法人の組織・費用 ・最小限の事業費はもとより、研究員の人件費の確保も難しくなりつつあるなど、法人の財政状況が厳しい中で、移転に伴う施設・設備整備等の費用、移転後の運営費について、法人に新たな財政負担が生じる場合には、法人全体としての機能の顕著な低下を招来し、中長期計画の達成が著しく困難になる。なお、現在、国立健康・栄養研究所は国有財産の無償貸与をうけている。</p> <p>○職員の生活環境・住環境の確保 ・生活拠点としての優位性は、「教育・文化環境」や「福祉・医療体制」、「交通の便」などの複合的な要因によるものであり、そういった内容についてより詳細にご説明頂きたい。</p>
その他特記事項	<p>○移転時期 移転時期は、平成30年度を目途とし、具体的な時期等については、今後協議しながら精査していきたい。</p>	<p>○移転時期 ・8月末の提案で言及されていた「府内に立地することで、企業、大学等との共同研究開発の増加も期待でき、ひいては法人運営にも貢献する」については、移転により共同研究開発の増加が期待でき法人運営に貢献するのか必ずしも明らかではない。</p>